

株式会社 魚 力 定 款

令和4年6月28日変更

第1章 総 則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社魚力と称し、英文では、UORIKI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 鮮魚の加工、卸売、小売及び輸出入
- ② 食料品の卸売、小売及び輸出入
- ③ 飲食店の経営
- ④ 店舗の企画、運営、管理、賃貸借並びに経営の受託及び委託
- ⑤ 酒類、塩、たばこ及び米穀の販売
- ⑥ 日用雑貨、家庭用電気製品、石油製品及び化粧品の販売
- ⑦ 損害保険代理業
- ⑧ 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務受託
- ⑨ 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都立川市に置く。

(機関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公

告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、58,480,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条

当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第10条

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または、記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第12条

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第13条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第17条

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第18条

当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条

当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条

当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第21条

当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第22条

当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べた時はこの限りでない。

(取締役会規程)

第23条

当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条

当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第26条

当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第27条

当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条

当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条

当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条

当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第31条

当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第32条

当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条

当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条

当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第37条

当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条

当会社は会社法第427条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第39条

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。